

## 令和2年9月定例会 特別委員会の記録

### 災害に強い県づくり特別委員会

委員会は、付議事件1「令和元年東日本台風等からの復旧・復興について」に関し、調査事項(2)「災害対応に係る検証について」の検証項目について、執行部から説明を受けるとともに、審議を行った。

付 議 事 件
1 令和元年東日本台風等からの復旧・復興について
2 防災・減災、国土強靱化について
3 上記1及び2に関連する事項
調査事項及び調査内容
1 <u>令和元年東日本台風等からの復旧・復興について</u>
<u>いて</u>
(1) 災害対策について
① 生活の再建
② 生業の再建
③ 災害復旧
④ 災害救助等
(2) <u>災害対応に係る検証について</u>
① <u>災害対応の検証</u>
2 防災・減災、国土強靱化について
(1) 防災・災害対策について
① 防災・災害対策の推進
(2) 災害に強い県土基盤づくりについて
① 災害に強く安全・安心なまちづくりに関すること
② 復興を支える交通基盤の整備

委員長名	満山喜一
委員会開催日	令和2年10月5日(月)
所属委員	[副委員長] 坂本竜太郎 大場秀樹 [理事] 宮本しづえ 椎根健雄 [委員] 西丸武進 宗方保 杉山純一 今井久敏 佐藤政隆 鈴木智 水野透 鈴木優樹



満山喜一委員長

## (10月 5日 (月))

### 佐藤政隆委員

県は、どの段階でリエゾンを派遣するのか。早い段階で市町村にリエゾンを派遣し、同じ感覚で行わなければならない、途中からの派遣では対応が難しいと考える。今後、どのように対応するか説明願う。

### 災害対策課長

県は、令和元年東日本台風において、10月12日のうちに4つの市町村の災害対策本部にリエゾンを派遣した。また、59市町村全てにリエゾンを派遣したのは、被害状況がある程度明らかになった翌朝であり、非常に反省すべき点だと考える。

そのため、リエゾンの派遣体制を改めて徹底し、今年4月に研修を行った。研修では、各出先機関の管理職員をリエゾンとして配置し、常日頃から市町村と連携するように説明した。県は、各市町村において災害対策本部体制を取る場合に、相手方から来なくてよいと連絡がない限り、市町村にリエゾンを派遣し情報収集を徹底していく。

### 宮本しづえ委員

市町村は、初期の段階で避難指示をいつ発令するか非常に悩んでいると思う。県は、初期の段階でどのような職員を市町村に派遣するかとのマニュアルはあるか。

### 災害対策課長

リエゾンの派遣は、今回の運用の徹底により管理職が行う。しかし、令和元年東日本台風の時点では、担当職員を割り当てて派遣した事例がある。

委員指摘の避難指示は、市町村が判断する。令和元年東日本台風の場合は、土木部の建設事務所長あるいは土木事務所長がホットラインを構築しており、市町村に対して水位情報を提供した。市町村は、その水位情報に基づき避難指示の判断を行う。また、我々も避難情報の発令を常にモニタリングしており、随時、天気や水位情報を市町村の災害対策本部及び災害対策の担当課へ連絡し、避難情報の発令を促している。

### 宮本しづえ委員

市町村が様々な関係機関と情報の共有を行い、避難指示の判断を行うことは理解した。ただし、市町村には情報を的確に把握し、それを基に避難指示を出す専門の人が多くいるわけではない。そのため、県が避難指示の判断に精通した専門的な人を最初の段階で派遣することによって、市町村は心強いと感じるのではないか。

今後、県と市町村が河川の情報を中心に情報共有を図り、リエゾンを派遣し、そこに行き一緒に考えていく協力体制を早急につくる必要があると思うが、どうか。

### 災害対策課長

例えば、河川の水位に基づく避難の考え方は、あらかじめ市町村に判断基準がある。また、市町村の担当者からは、地元には分からない情報があると聞いている。避難指示の判断については、市町村の地元に通じた情報も踏まえながら、

総合的に行う必要があるため、県は、市町村に対して平時から避難情報の発令の考え方について整理するよう促している。

今年の1月に、市町村長が集まる場において、熊本市の大西市長から避難情報の発令の心構えを聞く機会があった。その中に、空振りを恐れずに避難情報の発令を行わないと市民住民の命は守れないという言葉があり、市町村長の心に非常に響いたと聞いている。

また、委員指摘の専門的な判断を行う人員については、我々の中でも育っていない状況である。

宮本しづえ委員

検証委員会において、県では専門的な判断ができる人が十分に育成されていないとの指摘があり、県として重要な課題だと受け止めていることは分かった。ただ、私は、県の職員を派遣することで、国や市町村を結ぶ連絡の調整を行いやすくなると思う。そのためには、市町村に第一陣として専門的な判断がある程度できる人を派遣することが必要である。今後、県として、総合的に判断できる人材の育成を行うとの方針であるが、非常に重要な課題として取り組んでもらいたい。

次に、県の初期段階での対応として、被災状況の判断が難しい市町村に対する罹災証明書の発行の事務の応援が必要だと考える。いわき市では、罹災証明書をダブって発行し混乱した。そのために、県の職員の派遣において、市町村の必要に応じて対応するためのマニュアルが必要と思うが、どうか。

災害対策課長

委員指摘のとおり、住家被害認定調査は罹災証明書の発行につながる業務である。罹災証明書に記載された全壊や大規模半壊の被害程度に応じて活用できる生活再建支援策が決まる。早期に決まると、生活再建の道筋や見通しが立てられ、生活再建につながる。

また、令和元年東日本台風において、事前の準備がほとんど行われていない状態で台風を迎えたことが課題である。そのために、県職員及び市町村職員の事前研修や市町村の受援体制の確立が必要であり、早期に着手の準備を進める。

今井久敏委員

今回、全県民に配布したマイ避難の考え方について説明願う。また、マイ避難の次の展開として、ハザードマップの活用や徹底した訓練を含めて説明願う。

次に、「チームにいがた」から何を学び、本県に何を取り入れるのか。

災害対策課長

現在、マイ避難の呼びかけを行っている。マイ避難は、1万3,000名の被災者を対象にアンケート調査を行い、避難の在り方や自分の避難の仕方を事前に考えていた方ほど、早めに安全な水平避難が行えたとの調査結果に基づいて取り組んでいる。

委員指摘のとおり、マイ避難は、避難について考えるきっかけとしての一つの契機であり、自宅の周りにおけるリスクやハザードに対し、どう対応するか考えてもらう取組である。現在、町内会や行政区長の研修の場に、防災出前講座の形で県職員が出向き、マイ避難の取組仕方について説明している。また、マイ避難ノートの周知には県内の民放4局やNHKの協力を得た。今後、マイ避難により、災害があれば必ず避難するという文化、いわゆる災害文化、避難文化の定着に向けた取組を検討していく。

また、令和元年東日本台風において、北海道、新潟県を含む8都県の相互応援に関する協定により、我々のパートナーである新潟県より災害発生から2日目頃に応援に来てもらった。

「チームにいがた」は、住家被害認定調査において、県内の市町村全てが共通する手順で行い、訓練や研修を共同で行っている。そのため、県内の市町村が被災した場合に、速やかに応援ができる体制が整っている。また、新潟県から郡山市に多数の職員が応援に派遣され、新潟県内の市町村からも応援に行きたいと積極的に手を挙げてもらった。これは、応援の気持ちもあると思うが、住家被害認定調査の実践を積み重ねる機会が非常に貴重であり、かつ必要との認識を持っているためである。この「チームにいがた」に追いつくには時間がかかると思うが、今後、県内市町村においてすぐに応援に行け

る体制を市町村と相談しながらつくっていききたい。

今井久敏委員

検証委員会の報告書において、これからやらなければならないことがたくさんあるとの検証がある。この検証結果を推進していくパワーは、職員の皆だと思う。職員は、職場を2～4年で交代するが、その中で災害対応の専門家を育成するために何が必要か。

災害対策課長

我々には委員指摘の職員のローテーションの部分は言及ができないため、職員の能力の向上をどのように図るかを説明する。

自然災害への対応については、内閣府を初め各所で専門的な研修を実施している。今までの研修は、現地に行って受講しなければならず、旅費の負担も大きかったが、新型コロナウイルスの環境下においてオンラインでの開催が増えており、職員に積極的な受講を進めている。また、政策研究大学院大学の研修で災害について学んでいる職員がいるが、ぜひとも当課で学んだことを発揮してほしい。

さらに、当部には災害発生時の手順や体制などの動かし方について熟知している防災専門監という専門職員がいる。そういう職員配置を引き続き行い、総合力で災害対応を図っていききたい。

佐藤政隆委員

本宮市において、今月の13日に令和元年東日本台風の復興祈念式典が行われるが、7名の犠牲があつて今があると考えたときに、避難者が亡くならないようにどのように助けるかが一番大事だと思う。

エリアメールは段階的に情報があるため、危機感をあおる効果が小さく避難の判断が遅れる人がいる。そのため、昔あった大サイレンのように非常に危機感をあおってすぐに避難を誘導する必要がある。私は、今回の本宮市の場合、その点も足りなかったと思う。また、エリアメールを感知していない高齢者が多く亡くなった。高齢者に対する対応が必要だと思うが、どうか。

7月の熊本豪雨の検証として、いわゆる垂直避難で亡くなっている状況が一部報道された。今まで、県や市町村では水平避難から垂直避難と説明を行ってきたが、今後、垂直避難を行わない流れになると思う。その場合に、どのように避難を行えばよいのか。

災害対策課長

危険な状況を住民に周知するためにサイレンを大きく鳴らすかどうかについては、市町村の判断で行うものと考えている。また、令和元年東日本台風のアンケート調査では、国やマスコミが早い段階で危険について大きく周知しており、危機感の認識は比較的高かった。

一方で、避難行動に至らなかった傾向がある。これは、これまで避難がなかった、あるいは堤防が改修されて大丈夫だと思ひ込むという正常性バイアスが原因である。対策として、多くの情報や呼びかけの中で、どういった情報があった場合に避難が必要かを平時から考えてもらう必要がある。そのために、マイ避難において、避難の文化として定着させる取組が必要である。

また、犠牲者の大半は高齢者である。県は市町村に対し、避難行動要支援者名簿の作成と共有の徹底、それに基づく個別計画の策定を訪問しながら促している。それから、大雨で夜間見通しの悪い中での移動は大変危険であるため、危険な状況では不要不急の移動をできるだけ控えてもらう取組が必要である。

我々は、安全なうちに水平避難を行うことを基本として考えており、垂直避難は最後の手段である。一方で、足腰が悪い人や重度の障がいがある人は2階に避難して安全ならばそのほうがいいと言う人もいる。そのような人には、最大の浸水において自宅の2階への避難で安全かどうかをハザードマップで確認し、自分にとって一番安全な場所に避難するようマイ避難の取組の中で呼びかけを行っていく。

宮本しづえ委員

令和元年東日本台風では38名が亡くなり、うち6名が関連死であるが、その中で要配慮者は何名いるのか。

また、検証委員会では犠牲者をどのように分析しているか。

災害対策課長

検証委員会の報告書の34ページに人的被害状況の分析がある。犠牲者は、台風あるいは大雨が直接の原因で亡くなった方が32名おり、関連死の6名を合わせて38名いる。直接の原因で亡くなった32名のうち21名は65歳以上であり、その中で自宅が浸水し1階で亡くなった方は15名いる。この15名のうち、2階建ての住宅の方が7名いる。32名のうち11名が外出中に被災し、うち9名が自動車で、2名がバイクである。仕事中に被災した方は6名いる。

1階に住む高齢者で2階に避難すれば助かった、あるいは周りの人に避難を促されたが避難せずにそのまま亡くなった事例がある。これは非常に難しい問題であり、家族、近所や支援団体などにより高齢者の避難を支援する個別計画の策定が課題である。

自動車は、30cmの浸水で止まり、50cmの浸水で流されるため、水害時の自動車の移動は非常に危険であり、その呼びかけが必要だと考える。例えば、今年の台風第10号では、コンビニが店を早く閉めたことにより、従業員が早く帰宅でき、客も来店しないなど不要不急の移動が減った。このような取組を社会的に進める必要がある。

宮本しづえ委員

2階建てで亡くなった7名は、2階に避難しても助からなかったのか。または、2階に避難すれば助かったが、2階に避難しなかったために亡くなったのか。

災害対策課長

全てを確認したわけではないが、2階にいた家族が助かっているので、2階に避難すればおおむね助かったと考える。

宮本しづえ委員

先ほどの説明で、垂直避難は、最後の手段として考えるとあったが、2階に避難すれば大丈夫だと思っていたら、家ごと流されたという事例が全国的に結構ある。命を守るための避難行動につなげるために、ハザードマップの確認が必要である。

また、ハザードマップは、100年に一度の確率から千年に一度の確率に改定が進められている。検証委員会では、令和元年東日本台風の前に、ハザードマップの改定を行っていた自治体と行っていなかった自治体における、被害や避難の状況の違いについて検証は行われたか。

災害対策課長

検証委員会では、ハザードマップの改定の有無による被害状況の違いについて検討は行っていない。ただし、亡くなった方のほとんどは、あらかじめできているハザードマップの浸水想定区域に住んでいた方と分析している。

宮本しづえ委員

先ほどの説明は、千年に一度の確率のハザードマップの浸水地域区域に、ほとんどの亡くなった方が含まれていたという理解でよいか。

災害対策課長

中小の河川では、ハザードマップの作成がないところもある。例えば、飯舘村、川内村及び郡山市では、今回、ハザードマップがない場所で亡くなった方がいる。また、ハザードマップの改定の有無については確認していない。

宮本しづえ委員

住民に対してハザードマップの周知徹底を図るために、県と市町村が協力して総合的に行う必要がある。このことについて、県と市町村は協議しているか。

河川整備課長

県は、県の管理する河川の浸水想定区域を作成し、市町村に提供する。市町村は、その図面で避難所やどの段階で避難指示を発令するかを判断を行い、ハザードマップにして住民に周知する。また、県は、今年度中に35の河川の浸水指定区

域図を作成する予定である。

県と市町村は、水災害全般にどう対応するか検討する水害対策協議会において協議し、浸水想定区域図の作成及び水位情報のカメラの設置などの取組を行っている。市町村から要望があれば調整を行い、それを情報共有する。

宮本しづえ委員

県は、市町村に対して住民への周知徹底を図るよう喚起を願う。検証委員会の報告書では、災害文化との表現が使われている。沖縄県で、災害文化があり、比較的に人的被害が抑えられている。これは、住民の間で災害に対する心構えが培われており、それが災害文化を醸成されている。今後、異常気象による大きな被害が想定される中で、どう命を守るかという避けられない課題がある。そのために、県は、地域の中で災害文化に昇華させるための仕組みをつくる必要がある。また、県は、市町村が地域の中で取組を進められるように応援するよう願う。要望とする。

西丸武進委員

検討委員会の報告書の中で、委員から幾つもの項目で強い指摘を受けている。県は、この指摘の受け止め方をどのように検証し、その生かし方をどう考えるか。県は、これらの提言の指摘について検証が終われば、市町村と共有願う。また、個別具体的な指摘を受けているため、県の見解ができれば特別委員会にも示してほしい。

マイ避難は、自分のことは自分で避難するとのことだが、その中には様々な課題がある。県段階でのマイ避難については、我々に示しているが、できればマイ避難の位置づけをマニュアルにしてもらいたい。

また、避難の範疇が広く問題や課題が多いため、個別具体的な問題に入るよりも、一つの骨格をしっかりとつくるのが特別委員会の中身ではないか。我々も提言するので、県からも指摘を受け止めた側の考え方を提言し、検証し合って特別委員会として論理を示していかなければ、特別委員会の意味がない。そういう方向づけのために、互いに生きた見解ができればいいと思うが、どうか。

災害対策課長

委員指摘のとおり、検証委員会では多岐にわたり指摘を受けた。この指摘に対して、報告書の79ページに県が取り組むべき事項のリストを作成しており、確実に取組を進めていく必要がある。また、災害対応の8割は事前の準備が可能であり、この事前準備をしっかりと進める。

県は、市町村に対して検証委員会の報告書を送っており、検証委員会の検証と並行して市町村への訪問も行っている。可能な限り管理職が訪問し、意見交換、課題の共有、取組の助言や指導を行っている。県として、災害対応の最前線である市町村に対し、様々な課題や取組を踏まえながらできる限り支援を行っていききたい。

委員指摘のとおり、マイ避難には様々な課題があり、それだけでは不足する部分もあると考える。マイ避難は避難を考える第一歩であり、皆さんから指摘を得ながら総合的に取組を進めていきたい。

西丸武進委員

私たちは、災害の1週間前ぐらいから気象情報の発表で情報が分かる。問題は、その情報をどのように受け止めるかである。また、先ほど、空振りを恐れずに情報を発信するとの説明があったが、現在、市町村の情報を発信する仕組みはどうなっているのか。

災害対策課長

委員指摘のとおり様々な情報があり、その危険度を理解することは非常に重要である。昨年の6月から5段階の警戒レベル情報が用いられている。例えば、警戒レベル3の避難準備・高齢者等避難準備開始情報では、一般の方は避難の準備を行い、高齢者など避難に時間がかかる方は避難する。また、警戒レベル4は避難勧告であり、警戒レベル5になると災害が発生しているので命を守る行動が必要である。これは、市町村が発信する避難情報に応じて危険度を説明している。

また、気象情報や水位情報で整理された警戒レベル相当情報がある。警戒レベル情報の警戒レベル3に相当するものとして、水位情報では氾濫警戒情報、気象情報では警戒情報、大雨では大雨警報がある。

マイ避難の取組の中で、警戒レベル情報及び警戒レベル相当情報の理解を図り、自助共助の世界の中で自ら危険を判断

して避難することを浸透させる必要がある。

水野透委員

県の取組として、ツイッターやインターネットによる情報発信の強化がある。しかし、被災して亡くなった方の60%以上が65歳以上の高齢者であり、そういったツールを使いこなせない人が多いため、情報発信の強化と併せて情報の受信も強化することが必要だと考える。

屋外の防災無線では、大雨や雷が鳴ると聞こえないため、個別受信機が一番有効だと考える。例えば、ポケットベルの電波を利用した防災無線のシステムがある。これは、文字でも表示されるので耳が不自由な方も情報を受け取ることができ、外国語にも対応している。整備している市町村は増えてきているが、県としても整備の取組が必要だと考える。全世帯に個別受信機を設置するのが難しいのであれば、まずは高齢者の世帯から設置を進めてほしい。県は、情報の受信の強化について検討しているか。

災害対策課長

委員指摘のとおり、様々な情報をどのように県民に発信し、受け取ってもらうかについては、大きな課題である。防災行政無線の個別受信機は、電波の届きやすい場所と届きにくい場所がある。また、ポケットベルの電波を利用した280MHz帯電気通信業務用ページャーは、電波が届きやすい一方で、文字で発信するため発信できる情報に限りがあり、柔軟な運用が難しい。

情報伝達の仕組みについては、防災行政無線や様々な代替措置があるが、市町村によって状況が異なるため、市町村が最適な情報伝達をそれぞれ判断する必要がある。県としては、市町村に対して無線の専門職による技術的な相談に応じながら支援を行う。

宮本しづえ委員

個々に避難情報をどのように伝えるかということは重要だと思う。また、市町村が独自で各戸に個別受信機を設置することは難しく、県の支援が必要だと考える。

高齢者は、原始的な方法の方が危機感を感じやすい。昔は火事なら半鐘を鳴らし、水害ならサイレンを鳴らすなど比較的行動に結びつきやすい避難情報の伝え方があった。

情報伝達の整備について、市町村だけの事業とせずに関が主体的に取り組む必要があると思うが、どうか。

災害対策課長

情報伝達には様々な手段がある。特に、NHKではdボタンを押すと避難所や気象情報などを全て見ることができ、非常に有効な手段だと考える。県としてそのような手段を県民へ伝えることも一つの取組だと考える。

委員指摘の情報伝達の整備を県が主体的に取り組むことは、市町村が財政負担するため難しい。県は、市町村からの技術的あるいは財源確保の相談に応じるなど、一緒に情報伝達の手段を検討する。

佐藤政隆委員

福祉避難所の設置について、なかなか進まない状況である。災害弱者の観点からも大変重要な課題だと考えるが、今回の検証を踏まえて説明願う。

保健福祉総務課長

令和元年東日本台風において、県内で22市町村が福祉避難所を開設した。また、県は、福祉避難所を開設した市町村にアンケート調査を行い、その情報を市町村間で共有を図った。今後、その情報を福祉避難所のガイドラインに反映させる。

なお、県内の福祉避難所は、大熊町及び双葉町を除く57市町村に453施設あり、県のホームページに掲載している。

佐藤政隆委員

福祉避難所について、どこに設置されるのか分からない。要支援者や障がい者が避難できるように事前に周知が必要だと考える。

保健福祉総務課長

要介護者が速やかに適切な避難所に避難できることが重要である。マイ避難や避難行動要支援者の個別計画により、避難する避難所や避難する方法をあらかじめ決めておくことが大切であるとする。

宮本しづえ委員

避難に支援が必要な人の情報が地域で共有されておらず、共助の体制ができないところがある。自治体において、個人情報などをどのように地域に共有するかということは大きな課題であるが、何がネックか。

災害対策課長

市町村は、災害対策基本法の中で避難行動要支援者の名簿の作成を義務づけられている。例えば、個人情報保護条例では、同じ市町村のA課とB課で持っている個人情報を串刺しに合わせることはできないが、災害対策基本法の中ではそれが可能である。また、市町村は地域防災計画を作成し、避難行動要支援者の名簿に記載する対象者を指定できる。そして、その名簿を市町村の役場内で共有が可能である。

問題は、その情報をどのように外部に共有するかである。現状では、要支援者が承諾した場合に限り消防団や民生委員に情報を共有する手挙げ方式が多い。要支援者の中には、近所の人に自分の体が悪いことを教えたくない方もいるため、情報共有が進まない状況である。

これは、地域性及び人間関係の問題が非常に絡む部分であり、各市町村において議論し、できる限り共有を図る取組を進めていく必要がある。

なお、地域への情報共有のために、個人情報保護条例の適用から要支援者の情報を除外する方法がある。また、他県においては、避難行動要支援者の名簿を消防署、警察署、あるいは消防団に共有すると独自に定めている自治体もある。

宮本しづえ委員

先ほどの説明によると、市町村は、避難行動要支援者の名簿を共有できる範囲を決められるとの解釈でよいか。

災害対策課長

市町村は、個人情報保護条例の適用除外の解釈により、情報を共有できる範囲を決めることができる。一方で、各市町村の実情を踏まえる必要がある。

宮本しづえ委員

市町村の地域の実情により情報共有の範囲が違ってくることは、仕方がないという範疇を超えている。個人情報を保護することも重要であるが、命を守ることはさらに重要だと考える。

情報共有の仕組みを市町村よりも上位のところで作る必要があると思うが、県としてどう考えるか。

災害対策課長

情報共有の仕組みについては、市町村の個人情報保護条例の中で考えるべきものである。また、小さな町村の中では、そのような規定がなくても共助が成り立っているところもある。

宮本しづえ委員

本会議でも提起したが、避難所の環境改善の問題は引き続き課題だと考える。また、その中でTKB48について紹介した。これは洋式トイレ、キッチン、ベッドの3つを少なくとも48時間以内に避難所に配備する必要があるとの考え方である。特に、一番の問題は食事である。高齢者は、避難所で冷たいお茶やおにぎりを食べることは本当につらい。避難所では、調理施設があるのに使わせないところが圧倒的に多い。市町村や施設管理者、また避難所の運営方針が変わると思うが、改善が必要である。

温かい食事の提供は、避難者にも協力してもらおうなど、やり方によっては可能だと思う。そのために、県と市町村は協議すべきと考えるが、どうか。

災害対策課長

委員指摘のとおり、避難所の運営について、避難者に自主運営を委ねる形が理想である。ただし、同じ地域の町内会の方々が集まる避難所では自主運営は可能かもしれないが、そうでない避難所では組織化や役割分担に時間を要する。



また、避難所の調理施設を使って温かい食事を作ることは非常によいことと思えるが、衛生面の心配がある。令和元年東日本台風では、いわき市の避難所でノロウイルスの感染が広がった。避難所では、食事の時間が決まっていない場合もある中で、食事の管理をしっかりとる側面から既製品の弁当で対応する場面もある。

温かい食事については、災害救助法の中で提供が可能となっており、それを市町村に対して行う研修の中で説明する。

宮本しづえ委員

食事は、避難者のその後の健康状態の維持に関わる極めて重要な要素である。温かい食事の提供は、避難する上で最重要課題に位置づけ、市町村と安全面の確保も含めて協議を進めるべきである。強く求める。

佐藤政隆委員

本宮市では、被災事業者の支援の窓口である商工会が水没した。そのため、被災事業者への支援にかなり時間がかかった状況がある。被災事業者の支援が11月から始まったが、グループ補助金や自治体連携型補助金などの情報が末端の事業者まで伝わっていない。グループ補助金は11月末、自治体連携型補助金は令和2年度で終了するが、県の対応を説明願う。

経営金融課長

グループ補助金について、県内各地で40ほど説明会を開催し、2,100名が参加した。また、申請支援として、県職員が説明会の後に申請書の書き方や相談に応じるなどの取組を行っている。グループ補助金は11月末に申請期限を迎えるため、グループリーダーなどを通じて周知を図っていく。

自治体連携型補助金については、既に募集が終了した。

今井久敏委員

グループ補助金の制度として、災害保険の保険金が入るとその分を差し引いて補助金の支給がある。再建が大変だと思うから災害保険に多額の金をかけているのに、その保険金分を補助金から差し引くのはいかなものか。県として、どう考えるか。

経営金融課長

委員指摘のとおり、グループ補助金は災害保険からの保険金を優先的に充当し、残りの部分を補う制度である。これは国の制度であり、全国共通の取扱いである。

宮本しづえ委員

グループ補助金の説明会に2,100名が参加したとあるが、現時点で何人が申請を行い、何人が補助金の支給を受けたか。

経営金融課長

8月の受付時点では、約470事業者の申請を受理した。

宮本しづえ委員

グループ補助金の説明会に参加した2,100名の事業者に対し、約470件の申請件数は少ない。この申請件数にとどまっているのは、周知が足りないことの反映だと思う。県として、この件数をどう受け止めるか。

経営金融課長

グループ補助金の説明会に参加した2,100名は、支援機関や市町村職員を含めた人数である。申請については、商工団体などのグループリーダーや地域の商工会などにより幅広く周知を図っている。また、申請された約470事業者の中には、書類不備で今後申請を予定する事業者は含まれていない。今後も申請の支援に力を入れて取り組んでいく。

宮本しづえ委員

実際に被災した事業者は、現在の申請件数よりも多いと思う。商工会などでは、自分でグループを組めない事業者を支援する仕組みがあるが、県としても最後まで周知徹底を図るよう願う。

経営金融課長

我々は、周知及び個別の申請相談を職員が親身になって取り組んでいる。今後も、11月末の締切りまで引き続きこの体制で取り組んでいく。

今井久敏委員

郡山市の谷田川が決壊し、中央工業団地の300社近くが浸水した。富久山クリーンセンターも被害を受け、河内クリーンセンターだけが稼働する状況だった。生活環境部の資料4に災害廃棄物の広域処理の現状が書かれているが、この状況では足りないと思う。災害廃棄物の広域処理について、県外も含めてどう展開するか説明願う。

また、中央工業団地の被災した事業者の中には、郡山市が産業廃棄物の処理の対応が難しいとのことで、復興庁の副大臣と連携して栃木県に廃棄した事例もある。産業廃棄物についても県外も含めて広域処理の連携が必要だと考えるが、現状の対応も含めて説明願う。

一般廃棄物課長

災害廃棄物については、一般廃棄物であり県で支援しているが、市町村が責任を持って処理すべきものである。しかし、事業者の事業活動により発生した産業廃棄物は支援の対象ではない。また、一般廃棄物については、県が広域処理するため調整した上で新潟県で処理した経緯もある。

国の東北地方環境事務所において、一般廃棄物を東北管内で調整して処理する仕組みがある。あわせて、国に対し、東北管内で解決できない場合には、新潟県などを含め、より幅広く調整できるよう要望している。

産業廃棄物については、産業資源循環協会を通じて適切に処理しており、県で調整するものではない。

今井久敏委員

一般廃棄物と産業廃棄物が違うことは分かった。しかし、産業廃棄物を処理する手だてがない事業者に対して、自分で考えろと済ませる問題ではないのではないか。県として、どのような仕組みを構築できるか考え、必要に応じて国にも要請すべきだと思うが、どうか。

一般廃棄物課長

産業廃棄物の処理は、産業資源循環協会を束ねる全国規模の連合会が調整して融通し合っている。県としては、取り扱っていない状況である。

佐藤政隆委員

災害に基づいて発生した廃棄物については、事業を行う事業者であっても一般廃棄物と考えてよいのではないかと。

一般廃棄物課長

例えば、宿泊施設などの事業で発生した生ごみなどは一般廃棄物になるものもある。しかし、事業活動により発生したものは基本的に産業廃棄物である。

災害廃棄物処理事業の補助対象は、県民や中小企業基本法で定められている中小企業に限られる。また、中小企業の災害廃棄物のうち、市町村が生活環境保全上必要と認めたものが補助対象となる仕組みである。

佐藤政隆委員

令和元年東日本台風において、市町村は一般廃棄物と産業廃棄物の判断で混乱した。市町村は、初めに事業所から発生したものは全て産業廃棄物としてしまい、後から災害に基づいて発生したものは一般廃棄物として災害廃棄物処理の補助対象とした経緯がある。そのため、一般廃棄物の補助対象の一部の事業者では、産業廃棄物として処理した。県として、市町村に対して事前の指導が必要だと思うが、どうか。

一般廃棄物課長

事業者が排出した廃棄物について、全て産業廃棄物として対応した市町村があったが、その後、中小企業に対し、一般廃棄物として災害廃棄物処理事業の補助対象と整理した経緯がある。

発災後の初動体制について、必ずしも市町村で万全な準備が整っているわけではないため、事前にマニュアルの整備が必要だと考えており、市町村の支援を行っていく。

宮本しづえ委員

生活再建の到達について、資料1からどう判断すればよいのか。基礎支援金の申請対象世帯が4,118件あるのに対し、

約7割の2,703件が申請している状況との理解でよいか。

災害対策課長

全壊又は大規模半壊の世帯数を合わせると4,118件となる。また、全壊又は大規模半壊は、全て被災者生活再建支援金の対象である。全壊または大規模半壊の方への基礎支援金の支給率については、資料1の参考欄の右から2つ目にある88.6%である。なお、半壊でやむを得ず解体した世帯で申請した件数は、基礎支援金で302件、加算支援金で143件がある。

宮本しづえ委員

基礎支援金の申請状況が88.6%に到達したのは、県が頑張って周知を図った結果だと思う。残りの10%に対しても、申請につなげるために個別の対応などを取り組むよう願う。要望とする。

また、加算支援金は、家の修理や建て替えの完了が支給の条件となる。加算支援金の支給状況で一定の再建状況が判断できると思う。加算支援金の支給率を聞く。

災害対策課長

全壊及び大規模半壊の方への加算支援金の申請率は、資料1の参考欄の一番右端にある54.4%である。

宮本しづえ委員

被害を受けて1年がたっているのに家の修理や建て替えが完了して再建につながった人が半分なのは、なぜか。この数字にとどまっている主な理由を分析しているか。

災害対策課長

加算支援金は、具体的に住居を決めた方や契約した方など、一定程度生活を再建した方に支給する。そのため、借り上げ住宅や公営住宅に現在も住んでいる方は、まだ対象となっていないため加算支援金の申請を行っていない。そのような方が一定数いるのではないかと分析する。

今井久敏委員

防衛省と環境省は、今年8月7日に災害廃棄物の撤去のための自治体、ボランティア及びNPOの役割分担のマニュアルを作成した。このマニュアルに基づく県の対応と市町村への要請対応にどう取り組んでいくか。

一般廃棄物課長

県は、今年度中に災害廃棄物処理計画を策定する。その中で、災害廃棄物処理に当たっての市町村間の連携や広域処理についても示す。また、市町村での災害廃棄物処理計画の策定の支援として、説明会などを予定している。

あわせて、災害廃棄物処理の初動対応として必要となる、仮置場や分別方法、人員体制、手順などを分かりやすく示したマニュアルを策定する。

坂本竜太郎副委員長

検証委員会の報告書において、最後の段で、将来に向けての人材確保について触れている。そこで、危機管理の専門的な人材の育成と確保のみならず、危機管理担当職員以外の職員の危機管理能力の向上と意識の重要性について一層特段に留意すべきと締めくくられている。この人材の育成と確保について、県においての必要性の認識を説明願う。

危機管理部長

危機管理の専門的な人材の育成として、国が開催する防災関係の研修会に職員を積極的に派遣する。危機管理以外の県全体の育成については、他県の災害時に職員を積極的に派遣し、現場の経験を積むことで専門性を高めていく。

また、県全体の職員のローテーションの中で、危機管理部や災害対応に関係する部局に来てもらい、様々な経験を積んでもらう。そして、その防災の知識を他部局の様々な業務に生かしてもらう。このように、県全体として防災に関する人材の育成を長期的に進めていく。

坂本竜太郎副委員長

特別委員会として、一步踏み込んだ報告書として取りまとめできるよう、建設的な提言に努めていくので、引き続きの提案を願う。